

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の概要

1 制定趣旨

公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）が令和 2 年 12 月 12 日に施行されたことに伴い、国、都道府県及び市と同様に、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用の一部について条例により選挙公営の対象とすることができるとされたことから、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、本町においても当該費用を公費負担とするよう本条例を制定する。（今回の公職選挙法の改正による選挙公営の拡大に伴い、町村議会議員についてビラ頒布が可能となり、又、立候補時に供託金制度（15万円）が導入されている。）

2 公費負担の概要

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続（第 2 条～第 5 条）

契約種別		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
① 一般運送契約（第 4 条第 1 号）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1 日について 1 台に限る）	1 日 64,500 円 × 選挙運動期間	①と②は選択制で、①の契約方式をとる場合、燃料供給契約と運転手の雇用契約の併用はできない。
② 個別契約	自動車の借入契約（第 4 条第 2 号ア）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1 日について 1 台に限る）	1 日 15,800 円 × 選挙運動期間	
	燃料供給契約（第 4 条第 2 号イ）	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560 円 × 選挙運動期間	
	運転手の雇用契約（第 4 条第 2 号ウ）	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計額（1 日について 1 人に限る）	1 日 12,500 円 × 選挙運動期間	

※選挙運動期間は町村の場合、少なくとも 5 日間。5 日間とした場合の公費負担の限度額は、一般運送契約が 322,500 円、個別契約の自動車の借入れ契約が 79,000 円、燃料供給契約が 37,800 円、運転手の雇用契約が 62,500 円となる。

※候補者は事前に業者と契約を締結し、町選挙管理委員会に届出を行い、確認を受ける。町からの費用の支払いは業者に対し直接行われる。（供託物が没収された場合には支払いはされない。）

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続（第6条～第8条）

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	7円51銭	町議会議員選挙 1,600枚/町長選挙 5,000枚

※候補者は事前に業者と契約を締結し、町選挙管理委員会に届出を行い、確認を受ける。町からの費用の支払いは業者に対し直接行われる。(供託物が没収された場合には支払いはされない。)

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続（第9条～第11条）

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	$\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場の数}}$	ポスター掲示場の数 × 1.2

※本町のポスター掲示場数は、前回選挙時（平成31年）で84か所。同条件で単価の上限は4,222円、枚数の上限は100枚となる。

※単価の上限について、1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。

※候補者は事前に業者と契約を締結し、町選挙管理委員会に届出を行い、確認を受ける。町からの費用の支払いは業者に対し直接行われる。(供託物が没収された場合には支払いはされない。)

3 供託物の没収について（公職選挙法第93条1項）

(1) 町議会議員選挙の場合 没収点・・・(有効投票総数÷町の議員定数) ÷ 10

(前回選挙（平成31年）における没収点・・・13,540(有効投票総数) ÷ 19(議員定数) ÷ 10 = 71.263票(小数点第4位以下切捨)

(2) 町長選挙の場合 没収点・・・有効投票の総数 ÷ 10

(前回選挙（平成31年）における没収点・・・13,399(有効投票総数) ÷ 10 = 1339.900票(小数点第4位以下切捨)